



家電4品目の適正な処理方法

家電4品目は、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」により、処理方法が以下の3通りに決まっています。ごみ一時集積所への排出や津市の施設への搬入はできないので、ご注意ください。

処理方法

- ①家電製品を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼する
- ②家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼する
- ③郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込む
リサイクル料金について…家電リサイクル券センター(☎0120-319640)
運搬料金について…各収集運搬業者へ
指定引取場所について…株式会社タヤマ(高茶屋
小森上野町1143、☎234-8666)



家電リサイクル法対象
家電収集運搬業者一覧



家電4品目



危険ごみは品目別に分けて出してください！

危険ごみ(3カ月に1回収集)は、品目別に透明または半透明の袋に入れて出してください。

蛍光管



割れないように入っていた箱や筒、または透明・半透明の袋に入れて出してください。

卓上カセットボンベ・スプレー缶



穴を開けずに出せますが、できる限り中身を使い切ってください。
※穴を開けると金属ごみとして出せます。

水銀式体温計



割れないようになるべく付属の容器に入れ、透明または半透明の袋に入れて出してください。

乾電池・ボタン電池



使い捨てライター



危険ごみに間違えやすいものに注意しましょう

燃やせない
ごみ



赤い液の温度計



電球、ナツメ球、
グロー球、LED電球

金属ごみ



電子体温計



使い捨てカミソリ、
替え刃